

公認スキーバッジテスト基準及び実施要領

I プライズテスト

1. 公認スキーバッジテスト規程第9条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストの種目については、次のとおりとする。

① クラウンプライズテストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面

② テクニカルプライズテストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面

(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併合して実施することができる。

(4) 13才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

(5) 採点基準については、次のとおりとする。

① クラウンプライズテスト

- a 実技テストは、公認スキー検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。
- b 実技1種目あたり100ポイントとし、4種目の評価の合計が320ポイント以上をもって合格とする。

② テクニカルプライズテスト

- a 実技テストは公認スキー検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技1種目あたり100ポイントとし、4種目の評価の合計が300ポイント以上をもって合格とする。

II 級別テスト

2. 公認スキーバッジテスト規程第18条に基づき、級別テスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストは、次のとおりとする。1級、2級は実技テストとし、3級以下は講習内テストとする。

① 1級テストの実技テスト種目

- パラレルターン ・大回り / ナチュラル・急斜面
 - 基礎パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
 - パラレルターン ・小回り / 不整地・中急斜面
 - 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面
- a 実技テストは公認スキー検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、4種目の評価の合計が280ポイント以上をもって合格とする。
- c 本連盟会員以外の合格者は、会員又は暫定会員登録をしなければならない。
- d 事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。
- ② 2級テストの実技テスト種目
- 基礎パラレルターン・大回り / ナチュラル・中急斜面
 - 基礎パラレルターン・小回り / ナチュラル・中斜面
 - シュテムターン / ナチュラル・中斜面
- a 実技テストは、公認スキー検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。
- c 事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。
- ③ 3級テスト
- a 実践講習テストとし、公認スキー検定員（講師）1名以上が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- 基礎パラレルターン
 - シュテムターン
 - 講習斜面は、整地の緩～中斜面
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、2種目の評価の合計が120ポイント以上をもって合格とする。
- ④ 4級テスト
- a 実践講習テストとし、公認スキー検定員（講師）1名以上が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- プルークボーゲンによるリズム変化
 - 講習斜面は、整地の緩・中斜面
- b 実技種目1種目あたり100ポイントとし、55ポイント以上をもって合格とする。
- ⑤ 5級テスト
- a 実践講習テストとし、公認スキー検定員（講師）1名以上が講習の中で「傾斜地における移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- プルークボーゲン
 - 講習斜面は、整地の緩斜面

b 実技種目 1 種目あたり 100ポイントとし、50ポイント以上をもって合格とする。

(2) 会場の設定

実施要領の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び公認スキー検定員の判断に委ねる。

Ⅲ ジュニアテスト

3. 公認スキーバッジテスト規程第27条に基づき、ジュニアテスト基準及び実施要領について、必要な事項は、実施する加盟団体において別に定める。

4. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年 8 月	改訂
昭和61年 5 月	改訂
昭和62年 9 月	改訂
平成 4 年10月	改訂
平成 5 年 6 月26日	改正
平成 5 年10月19日	改正
平成 7 年10月13日	改正
平成 9 年12月10日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年 9 月20日	改正
平成12年10月26日	改正
平成15年 6 月27日	改正
平成21年 9 月18日	改正
平成23年 9 月20日	改正
平成23年12月16日	改正
平成25年 8 月 9 日	改正
平成28年 9 月26日	改正
平成29年 7 月15日	改正
平成29年 8 月22日	改正
令和 2 年 7 月 8 日	改正
令和 4 年 9 月26日	改正